

平成 20 年度県民モニター第 2 回アンケート調査（テーマ：兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）について）自由意見への対応状況について

モニターの皆さんに自由記入いただいた内容に対し、県の対応状況や考え方を示しています。

Q フェニックス共済の広報で特に強調するとよいと思われる点（選択肢以外で自由記入） （ 2 2 件記載）			
番号	意見等の概要	件数	対応状況や考え方
1	支給基準や手法など制度の詳細	7	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>現在の加入申込書をよりわかりやすく改訂するとともに、対象別（個人住宅、賃貸住宅オーナー、マンション管理組合等）パンフレットを作成し、支給基準や制度の詳細についてわかりやすく広報していきます。</p> <p>また、県広報紙等で制度の詳しい内容について、毎号ごとテーマを決めて説明していきます。</p>
2	制度の信頼性	5	<p>新規施策・事業で対応</p> <p>兵庫県が条例に基づいて実施している制度であることを加入申込書等に記載していますが、改訂するときにも信頼性が高い制度であることを強調します。</p> <p>また、(財)兵庫県住宅再建共済基金の財務状況については、ホームページに掲載しているほかに、県民情報センターでも閲覧が可能となっており、信頼性の確保に努めています。</p>
3	給付額をあげないと魅力を感じない。	4	<p>その他</p> <p>被災者生活再建支援制度などの「公助」、貯蓄や保険などの「自助」の限界を補う「共助」の制度であり、また、給付額の増額は負担額の増額も必要となることから行う予定はありません。</p>
4	広報そのものが不足ではないか。	3	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>県・市町・団体等の広報媒体を活用した広報活動を展開していますが、都市部において多く刊行されているフリーペーパーにも着目し広告掲載を展開します。</p> <p>また、水防月間、台風シーズン、減災月間を重点広報期間に設定し重点的に広報を行います。</p>
5	集合住宅向けの説明	3	<p>新規施策・事業で対応</p> <p>現在の加入申込書をよりわかりやすく改訂するとともに、対象別（個人住宅、賃貸住宅オーナー、マンション管理組合等）パンフレットを作成し、制度のわかりやすさを工夫します。</p>

Q 今後、どのような工夫をすればフェニックス共済が理解され、加入の輪が広がっていくと思われますか。 (305件記載)			
番号	意見等の概要	件数	対応状況や考え方
1	広報全般の強化	51	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>県・市町・団体等の広報媒体を活用した広報活動を展開していますが、都市部において多く刊行されているフリーペーパーにも着目し広告掲載を展開します。</p> <p>また、水防月間、台風シーズン、減災月間を重点広報期間に設定し重点的に広報を行います。</p>
2	自治会など地域との連携	36	<p>新規施策・事業で対応</p> <p>県内各地域での加入促進活動を強化するため、各県民局に加入促進員を配置し、きめ細かな加入促進活動を展開します。</p> <p>また、自治会をはじめとするとりまとめ団体による「加入申込書のとりまとめ」を反復・継続して実施し、フォローアップを行うとともに、とりまとめ団体が中心となって、既加入者一人が未加入者一人に加入を呼びかける口コミ運動を展開する「取りまとめ再チャレンジキャンペーン」を展開します。</p>
3	イベント会場での周知などPR方法の工夫	30	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>従来から行っている県下の主な集客イベントや通勤時間帯に合わせた駅前でのキャンペーンを継続して実施するほか、市町庁舎や公民館等で出前受付を実施していきます。</p>
4	テレビやインターネットなど様々な媒体を活用した広報の充実	26	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>県提供のテレビ番組やラジオ番組、各市町のCATVやコミュニティFMを活用したPRを継続実施します。</p> <p>県、全市町及び関係団体等のホームページにフェニックス共済のホームページへのリンクを貼っており、今後とも企業・団体等にリンクを依頼していきます。</p>
5	パンフレットの改良など制度のわかりやすさへの工夫	26	<p>新規施策・事業で対応</p> <p>現在の加入申込書をよりわかりやすく改訂するとともに、対象別(個人住宅、賃貸住宅オーナー、マンション管理組合等)パンフレットを作成し、制度のわかりやすさを工夫します。</p>
6	具体的な給付事例を交えた広報の展開	25	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>実際の給付事例はまだありませんが、住宅を再建する際の再建資金例について、公的資金、地震保険等、フェニックス共済の給付額を具体的に例示したものを活用した広報を展開していきます。</p>
7	給付額の増額	23	<p>その他</p> <p>被災者生活再建支援制度などの「公助」、貯蓄や保険などの「自助」の限界を補う「共助」の制度であり、また、給付額の増額は負担額の増額も必要となることから行う予定はありません。</p>

8	民間企業、団体との連携	2 3	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>分譲マンション等の共済附帯販売、不動産・建設関係団体の協力のもと「1社1管理組合の紹介」等を行う“one to one 作戦”の展開、他の共済とのタイアップリーフレットの作成・配布、団体等が主催するイベント、研修会等での制度のPR、加入促進協力企業・団体の顕彰等の民間企業、団体等の連携を行っていますが、これらを拡充していきます。</p>
9	支給基準や運用方法など制度の透明性向上	2 2	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>支給基準については、市町が認定し、発行する「り災証明」に基づいて給付することとなっています。</p> <p>また、(財)兵庫県住宅再建共済基金の財務状況については、ホームページに掲載しているほか、県民情報センターでも閲覧が可能となっており、透明性の確保に努めています。</p>
1 0	加入メニューの充実や還付金の設定など制度の拡充	2 2	<p>既存施策・事業で対応、一部対応困難</p> <p>複数年一括加入による割引、クレジットカードによる支払い、インターネットや郵便局窓口による加入を可能としたほか、マンション管理組合が1棟単位で加入できる制度を創設するなど、加入メニューの充実を図ってきました。</p> <p>加入者負担金は全て将来の自然災害が発生したときの給付に備えるために基金に積み立てる必要があるため、還付金の設定は行うことができません。</p>
1 1	他制度と比べての優位点を強調した広報の展開	2 1	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>被災者生活再建支援制度などの「公助」、貯蓄や保険などの「自助」だけでは住宅再建は困難であることを具体的な再建例を示すことによりフェニックス共済の必要性を分かりやすく広報していきます。</p>